

府内就労継続支援B型事業所及び就労継続支援A型事業所様
(政令指定都市・中核市の指定を受けている障害者就労施設は除く)

大阪府福祉部障がい福祉室 自立支援課長

障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業の事前協議について

日ごろから大阪府障がい福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省より、障がい者の工賃向上に資する効果的な取組を行い、その効果を検証のうえ好事例の横展開を図るため、別紙の「障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業」(以下、本事業という。)を実施するにあたり、補助金所要額国庫補助協議の通知がありました。

本府においても、本事業を実施予定であり、事前協議を受付しますので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業概要

対象の障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業

「生産設備」とは、例えば、印刷製本設備、パン製造設備、菓子類製造設備、厨房設備等を言う。

2. 補助内容

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 | 3. 補助率 |
|---------------------------|--|--------------------------|
| 1 施設又は事業所あたり 15,000 千円 | モデル事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金、機械器具等の購入費及び工事費又は工事請負費 | 10/10 ※ただし、予算の範囲内とする。 |

<厚生労働省より聞き取り事項>

※事業完了、納期が令和6年度中であるものに限る。

※「モデル事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金」等とは、事業所の職員、利用者等に対するものではなく、モデル事業実施・検証に関する外部委託等を想定。

※国内示6月予定。国交付決定7月予定。

3. 対象

補助対象事業者は、府内において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法(平成17年法律第123号)による指定を受けた障害者就労施設とする。ただし、指定都市長及び中核市長から指定を受けた障害者就労施設は除く。

「障害者就労施設」とは、経営改善計画書若しくは賃金向上計画を府に提出している事業所、府において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成している事業所又は府が認めた以下の事業所を言う。

ア 就労継続支援A型事業所

イ 就労継続支援B型事業所

4. 協議申請方法

各障害者就労施設より協議申請書類一式を下記担当あて電子メールで提出してください。

【協議申請締切】令和6年5月24日(金曜日)17時必着

メールアドレス jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

※大容量のため、データのメール添付が難しい場合は、事前にご相談ください。

5. 協議申請書類

- ・障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業 協議申請書
- ・提出書類
 - (1) 障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業事業計画書
 - (2) 障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業積算内訳書
 - (3) 見積書(写し)※2者以上
 - (4) カタログ等
 - (5) 指定通知書の写し
 - (6) 事業所工賃向上計画シート(令和6～8年度)の写し
 - (7) 収支予算書
 - (8) 事業所パンフレット、概要資料等

6. 注意事項

- ・メールアドレス誤り等による申請漏れないよう、お手数ですがメール送付後、担当までご連絡ください。
- ・関係通知をご一読いただいた上で、申請ください。
- ・今回実施する協議は本事業の実施に係る事前協議であり、協議を申し込みいただいた場合でも本事業による補助金が交付されない可能性があります。
- ・提出書類について大阪府において、協議者選定基準(近日中に追って通知予定)をもとに、事業所選定を行い、選定事業所について府より国庫協議を行います。
- ・補助金の国庫協議の上、補助金交付が決定した事業所のみ、後日補助金の交付申請を行っていただきます。
- ・本事業により生産設備を導入した事業所は、生産設備導入前後の比較を行い、障害者の工賃向上に資する効果を検証のうえ、大阪府へ報告が必要です。
※報告内容については、大阪府から厚生労働省へ報告します。
- ・本事業により生産設備を導入した事業所は、他の事業者の生産設備導入の参考に資するよう、導入効果等について、法人や事業所のホームページ等で公表していただきます。また、大阪府に公表状況を報告いただき、大阪府のホームページにおいて公表状況を掲載させていただきます。
※公表内容等は厚生労働省においても生産設備の導入モデルとして公表等を行う可能性があります。
- ・本事業は、大阪府補助金規則に則り、実施予定です。

【担当】

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労・IT支援グループ 松崎、山内、大見
電話:06-6941-0351(内線)4143 06-6944-9178(直通)
メールアドレス jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp